

国海員第379号
令和5年3月13日

関係団体 へ

国土交通省海事局船員政策課長
(公 印 省 略)

船員の心身の状態に関する情報の適正な取扱いのために
船舶所有者が講ずべき措置について

船員法施行規則等の一部を改正する省令（令和4年国土交通省令第42号）による改正後の船員労働安全衛生規則（昭和39年運輸省令第53号）第32条の17第2項においては、船舶所有者は、船員の心身の状態に関する情報を適正に管理するために必要な措置を講じなければならないところです。

これを踏まえ、今般、船員の心身の状態に関する情報の適正な取扱いのために船舶所有者が講ずべき措置について別添のとおり定めましたので、貴会の傘下会員等への周知にご協力お願い申し上げます。

船員の心身の状態に関する情報の適正な取扱いのために
船舶所有者が講ずべき措置について

1 趣旨・総論

船舶所有者が、船員労働安全衛生規則（昭和39年運輸省令第53号。以下「船員労安則」という。）に基づき実施する船員の健康を確保するための措置（以下「健康確保措置」という。）や任意に行う船員の健康管理等に係る業務を通じて得た船員の心身の状態に関する情報（以下「心身の状態の情報」という。）については、そのほとんどが個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第3項に規定する「要配慮個人情報」に該当する機微な情報である。そのため、船員が雇用管理において自身にとって不利益な取扱いを受けるという不安を抱くことなく、安心して産業医等による健康相談等を受けられるようにするとともに、船舶所有者が必要な心身の状態の情報を収集して、船員の健康確保措置を十全に行えるようにするためには、関係法令に則った上で、心身の状態の情報が適切に取り扱われることが必要である。

こうしたことを踏まえ、船員労安則第32条の17第2項においては、船舶所有者は、心身の状態の情報を適正に管理するために必要な措置を講じなければならないこととしており、具体的には、船舶所有者が、当該船舶所有者における心身の状態の情報の適正な取扱いのための規程（以下「取扱規程」という。）を策定することにより、心身の状態の情報の適正な取扱いを明確化しておくことが必要である。

その上で、取扱規程については、健康確保措置に必要な心身の状態の情報の範囲が船員の業務内容等によって異なり、また、船舶所有者の状況に応じて適切に運用されることが重要であることから、本通達に示す原則を踏まえて、船舶所有者ごとに船員災害防止活動の促進に関する法律（昭和42年法律第61号）第11条第1項に規定する安全衛生委員会又は同法第12条第1項に規定する団体安全衛生委員会（以下「安全衛生委員会等」という。）等を活用して労使関与の下で、その内容を検討して定め、その運用を図る必要がある。

本通達は、心身の状態の情報の取扱いに関する原則を明らかにしつつ、船舶所有者が策定すべき取扱規程の内容、策定の方法、運用等について定めたものである。

なお、本通達に示す内容は、船舶所有者における心身の状態の情報の取扱いに関する原則である。このため、船舶所有者は、当該船舶所有者の状況に応じて、心身の状態の情報が適切に取り扱われるようその趣旨を踏まえつつ、本通達に示す内容とは異なる取扱いを行うことも可能である。しかしながら、その場合は、船員に、当該船舶所有者における心身の状態の情報を取り扱う方法及び当該取扱いを採用する理由を説明した上で行う必要がある。

2 心身の状態の情報の取扱いに関する原則

(1) 心身の状態の情報を取り扱う目的

船舶所有者が心身の状態の情報を取り扱う目的は、船員の健康確保措置の実施や船

船舶所有者が負う民事上の安全配慮義務の履行であり、そのために必要な心身の状態の情報を適正に収集し、活用する必要がある。

一方、船員の個人情報を保護する観点から、現行制度においては、船舶所有者が心身の状態の情報を取り扱えるのは、船員法関係法令及びその他の法令に基づく場合や本人が同意している場合のほか、船員の生命、身体の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき等とされているので、上記の目的に即して、適正に取り扱われる必要がある。

(2) 取扱規程を定める目的

心身の状態の情報が、船員の健康確保措置の実施や船舶所有者が負う民事上の安全配慮義務の履行の目的の範囲内で適正に使用され、船舶所有者による船員の健康確保措置が十全に行われるよう、船舶所有者は、当該船舶所有者における取扱規程を定め、労使で共有することが必要である。

(3) 取扱規程に定めるべき事項

取扱規程に定めるべき事項は、具体的には以下のものが考えられる。

- ① 心身の状態の情報を取り扱う目的及び取扱方法
- ② 心身の状態の情報を取り扱う者及びその権限並びに取り扱う心身の状態の情報の範囲
- ③ 心身の状態の情報を取り扱う目的等の通知方法及び本人同意の取得方法
- ④ 心身の状態の情報の適正管理の方法
- ⑤ 心身の状態の情報の開示、訂正等（追加及び削除を含む。以下同じ。）及び使用停止等（消去及び第三者への提供の停止を含む。以下同じ。）の方法
- ⑥ 心身の状態の情報の第三者提供の方法
- ⑦ 事業承継、組織変更に伴う心身の状態の情報の引継ぎに関する事項
- ⑧ 心身の状態の情報の取扱いに関する苦情の処理
- ⑨ 取扱規程の船員への周知の方法

なお、②については、心身の状態の情報を取り扱う目的や取り扱う体制等の状況に応じて、部署（例：人事担当部署、産業保健業務担当部署）や職種（例：人事権を持つ者、産業保健業務従事者、船長、人事部門の事務担当者）ごとに、その権限及び取り扱う心身の状態の情報の範囲等を定めることが適切である。

(4) 取扱規程の策定の方法

船舶所有者は、取扱規程の策定に当たっては、安全衛生委員会等を活用して労使関係の下で検討し、策定したものを船員と共有することが必要である。

この共有の方法については、就業規則その他の社内規程等により定め、当該文書を常時船舶内の見やすい場所に掲示し、又は備え付ける、イントラネットに掲載を行う等の方法により周知することが考えられる。

なお、安全衛生委員会を設置する義務がない常時50人未満の船員を使用する船舶所有者（以下「小規模船舶所有者」という。）においては、必要に応じて、船員災害防止活動の促進に関する法律第13条に定める船員の意見を聴く機会を活用する等により、船員の意見を聴いた上で取扱規程を策定し、船員と共有することとする。

(5) 心身の状態の情報の適正な取扱いのための体制の整備

心身の状態の情報の取扱いに当たっては、情報を適切に管理するための組織面、技術面での措置を講ずることが必要である。

別表の右欄に掲げる心身の状態の情報の取扱いの原則のうち、特に心身の状態の情報の加工に係るものについては、主に、医療職種を配置している船舶所有者での実施を想定しているものである。

(6) 心身の状態の情報の収集に際しての本人同意の取得

別表の①及び②に分類される、船員法関係法令において船員本人の同意を得なくても収集することのできる心身の状態の情報であっても、取り扱う目的及び取扱方法等について、船員に周知した上で収集することが必要である。また、別表の②に分類される心身の状態の情報を船舶所有者等が収集する際には、取り扱う目的及び取扱方法等について船員の十分な理解を得ることが望ましく、取扱規程に定めた上で、例えば、健康検査についての医師の診断の結果が記載された書面等の提出を受ける際に、船員に説明することが考えられる。さらに、別表の③に分類される心身の状態の情報を船舶所有者等が収集する際には、個人情報の保護に関する法律第20条第2項に基づき、船員本人の同意を得なければならない。

(7) 取扱規程の運用

船舶所有者は、取扱規程について、心身の状態の情報を取り扱う者等の関係者に教育し、その運用が適切に行われるようにするとともに、適宜、その運用状況を確認し、取扱規程の見直し等の措置を行うことが必要である。

取扱規程の運用が適切に行われていないことが明らかになった場合は、船舶所有者は船員にその旨を説明するとともに、再発防止に取り組むことが必要である。

(8) 船員に対する不利益な取扱いの防止

船舶所有者は、心身の状態の情報の取扱いに船員が同意しないことを理由として、又は、船員の健康確保措置及び民事上の安全配慮義務の履行に必要な範囲を超えて、当該船員に対して不利益な取扱いを行うことはあってはならない。

以下に掲げる不利益な取扱いを行うことは、一般的に合理的なものとはいえないので、船舶所有者は、原則としてこれを行ってはならない。なお、不利益な取扱いの理由が以下に掲げるもの以外のものであったとしても、実質的に以下に掲げるものに該当する場合には、当該不利益な取扱いについても、行ってはならない。

- ① 心身の状態の情報に基づく就業上の措置の実施に当たり、例えば、健康検査後に医師の意見を聴取する等の船員労安則上求められる適切な手順に従わないなど、不利益な取扱いを行うこと。
- ② 心身の状態の情報に基づく就業上の措置の実施に当たり、当該措置の内容・程度が聴取した医師の意見と著しく異なる等、医師の意見を勘案し必要と認められる範囲内となっていないもの又は船員の実情が考慮されていないもの等の船員労安則上求められる要件を満たさない内容の不利益な取扱いを行うこと。
- ③ 心身の状態の情報の取扱いに船員が同意しないことや心身の状態の情報の内容を理由として、以下の措置を行うこと。
 - (a) 解雇すること
 - (b) 雇入契約を解除すること（船員法第40条第5号に該当する場合を除く。）

- (c) 期間を定めて雇用される者について契約の更新をしないこと
- (d) 退職勧奨を行うこと
- (e) 不当な動機・目的をもってなされたと判断されるような配置転換又は職位（役職）の変更を命ずること
- (f) その他労働契約法等の労働関係法令に違反する措置を講ずること

(9) 心身の状態の情報の取扱いの原則（情報の性質による分類）

心身の状態の情報の取扱いを担当する者及びその権限並びに取り扱う心身の状態の情報の範囲等の、船舶所有者における取扱いの原則について、船員法関係法令及び心身の状態の情報の取扱いに関する規定がある関係法令の整理を踏まえて分類すると、別表のとおりとなる。

(10) 小規模船舶所有者における取扱い

小規模船舶所有者においては、産業保健業務従事者の配置が不十分である等、(9)の原則に基づいた十分な措置を講ずるための体制を整備することが困難な場合も想定されるが、その場合でも、船舶所有者の体制に応じて合理的な措置を講ずることが必要である。

この場合、船舶所有者ごとに心身の状態の情報の取扱いの目的の達成に必要な範囲で取扱規程を定めるとともに、特に、別表の②に該当する心身の状態の情報の取扱いについては、船員の労務に関し当該船舶所有者の行う業務を統括管理する者に取り扱わせる方法や、取扱規程に基づき適切に取り扱うことを条件に、取り扱う心身の状態の情報を制限せずに船舶所有者自らが直接取り扱う方法等が考えられる。

3 心身の状態の情報の適正管理

(1) 心身の状態の情報の適正管理のための規程

心身の状態の情報の適正管理のために船舶所有者が講ずべき措置としては以下のものが挙げられる。これらの措置は個人情報の保護に関する法律において規定されているものであり、船舶所有者ごとの実情を考慮して、適切に運用する必要がある。

- ① 心身の状態の情報を必要な範囲において正確・最新に保つための措置
- ② 心身の状態の情報の漏えい、滅失、改ざん等の防止のための措置（心身の状態の情報の取扱いに係る組織的体制の整備、正当な権限を有しない者からのアクセス防止のための措置等）

③ 保管の必要がなくなった心身の状態の情報の適切な消去等

このため、心身の状態の情報の適正管理に係る措置については、これらの事項を踏まえ、船舶所有者ごとに取扱規程に定める必要がある。

なお、特に心身の状態の情報の適正管理については、船舶所有者ごとの体制、整備等を個別に勘案し、その運用の一部又は全部を本社において一括して行うことも考えられる。

(2) 心身の状態の情報の開示等

船員が有する、本人に関する心身の状態の情報の開示や必要な訂正等、使用停止等を船舶所有者に請求する権利についても、ほとんどの心身の状態の情報が、機密性

が高い情報であることに鑑みて適切に対応する必要がある。

(3) 小規模船舶所有者における留意事項

小規模船舶所有者においては、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」（平成28年個人情報保護委員会告示第6号）の「10（別添）講ずべき安全管理措置の内容」も参照しつつ、取り扱う心身の状態の情報の数量及び心身の状態の情報を取り扱う船員数が一定程度にとどまること等を踏まえ、円滑にその義務を履行し得るような手法とすることが適当である。

4 定義

本指針において、以下に掲げる用語の意味は、それぞれ次に定めるところによる。

(1) 心身の状態の情報

船舶所有者が取り扱う心身の状態の情報は、船員法施行規則（昭和22年運輸省令第23号）第55条の規定による健康検査等の健康確保措置や任意に行う船員の健康管理等に係る業務を通じて得た情報であり、このうち個人情報の保護に関する法律第2条第3項に規定する「要配慮個人情報」に該当するものについては、厚生労働省の「雇用管理分野における個人情報のうち健康情報を取り扱うに当たっての留意事項について」（平成29年5月29日付け基発0529第3号）の「健康情報」と同義である。

なお、その分類は別表の左欄に、その例示は同表の中欄にそれぞれ掲げるとおりである。

(2) 心身の状態の情報の取扱い

心身の状態の情報に係る収集から保管、使用（第三者提供を含む。）、消去までの一連の措置をいう。なお、本通達における「使用」は、個人情報の保護に関する法律における「利用」に該当する。

(3) 心身の状態の情報の適正管理

心身の状態の情報の「保管」のうち、船舶所有者等が取り扱う心身の状態の情報の適正な管理に当たって船舶所有者が講ずる措置をいう。

(4) 心身の状態の情報の加工

心身の状態の情報の他者への提供に当たり、提供する情報の内容を健康検査の結果等の記録自体ではなく、所見の有無や検査結果を踏まえた就業上の措置に係る医師の意見に置き換えるなど、心身の状態の情報の取扱いの目的の達成に必要な範囲内で使用されるように変換することをいう。

(5) 船舶所有者等

船員法（昭和22年法律第100号）に定める船舶所有者に加え、船舶所有者が行う船員の健康確保措置の実施や船舶所有者が負う民事上の安全配慮義務の履行のために、心身の状態の情報を取り扱う人事に関して直接の権限を持つ監督的地位にある者、産業保健業務従事者及び管理監督者等を含む。

なお、2（3）②における「心身の状態の情報を取り扱う者及びその権限並びに取り扱う心身の状態の情報の範囲」とは、これらの者ごとの権限等を指す。

(6) 医療職種

医師、保健師等、法律において、業務上知り得た人の秘密について守秘義務規定が設けられている職種をいう。

(7) 産業保健業務従事者

医療職種や総括安全衛生担当者その他の船員の健康管理に関する業務に従事する者をいう。

別表

心身の状態の情報の分類	左欄の分類に該当する心身の状態の主な情報の例	心身の状態の情報の取扱いの原則
<p>① 船員法関係法令に基づき船舶所有者が直接取り扱うこととされており、船員法関係法令に定める義務を履行するために、船舶所有者が必ず取り扱わなければならない心身の情報</p>	<p>(a) 船員法施行規則第55条の規定による健康検査（以下「健康証明健康検査」という。）の受検・未受検の情報</p> <p>(b) 船員労安則第31条の4第1項の規定により医師から聴取した意見</p> <p>(c) 船員労安則第32条の2第4項の規定による申出の有無</p> <p>(d) 船員労安則第32条の4の規定により医師から聴取した意見</p> <p>(e) 船員労安則第32条の12第1項の規定による面接指導の申出の有無</p> <p>(f) 船員労安則第32条の14の規定により医師から聴取した意見</p>	<p>全ての情報をその取扱いの目的の達成に必要な範囲を踏まえて、船舶所有者等が取り扱う必要がある。</p> <p>ただし、それらに付随する健康検査の結果等の心身の状態の情報については、②の取扱いの原則に従って取り扱う必要がある。</p>
<p>② 船員法関係法令に基づき船舶所有者が船員本人の同意を得ずに収集することが可能であるが、船舶所有者ごとの取扱規程により船舶所有者等の内部における適正な取扱いを定めて運用することが適当である心身の状態の情報</p>	<p>(a) 健康証明健康検査の結果</p> <p>(b) 船員労安則第30条各項の就業の禁止についての医師の判断の結果</p> <p>(c) 船員労安則第31条第1項の規定による医師の診断の結果</p> <p>(d) 船員労安則第32条第1項及び第2項の規定による検査の結果</p> <p>(e) 船員労安則第32条の2第1項の規定による面接指導の結果</p>	<p>船舶所有者等は、当該情報の取扱いの目的の達成に必要な範囲を踏まえて、取り扱うことが適切である。そのため、船舶所有者の状況に応じて、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報を取り扱う者を制限する ・情報を加工する <p>等、船舶所有者等の内部における適切な取扱いを定め、また、</p>

	<p>(f) 船員労安則第32条の12第1項の規定による面接指導の結果</p> <p>(g) 船員労安則第73条第9号の規定による健康検査の結果</p> <p>(h) 以上の各健康検査及び診断に係る再検査の結果</p>	<p>当該取扱いの目的及び方法等について船員が十分に認識できるよう、丁寧な説明を行う等の当該取扱いに対する船員の納得性を高める措置を講じた上で、取扱規程を運用する必要がある。</p>
<p>③ 船員法関係法令において船舶所有者が直接取り扱うことについて規定されていないため、あらかじめ船員本人の同意を得ることが必要であり、船舶所有者ごとの取扱規程により船舶所有者等の内部における適正な取扱いを定めて運用することが必要である心身の状態の情報</p>	<p>(a) 保健指導の結果</p> <p>(b) 上記②の各健康検査及び診断に係る精密検査の結果</p> <p>(c) 健康相談の結果</p> <p>(d) がん検診の結果</p> <p>(e) 職場復帰のための面接指導の結果</p> <p>(f) 通院状況等疾病管理のための情報</p>	<p>個人情報の保護に関する法律に基づく適切な取扱いを確保するため、船舶所有者ごとの取扱規程に則った対応を講ずる必要がある。</p>

※ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高確法」という。）第27条第3項及び船員保険法（昭和14年法律第73号）第111条第2項その他の医療保険各法の規定において、全国健康保険協会等の医療保険者は、船舶所有者に対し、健康診断の結果（高確法第27条第3項の規定に基づく場合は、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成19年厚生労働省令第157号。以下「実施基準」という。）第2条各号に掲げる項目に関する記録の写しに限り、また、船員保険法その他の医療保険各法の規定に基づく場合は、実施基準第2条各号に掲げる項目に関する記録の写しその他船員保険法第111条第1項等の規定により被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うに当たって医療保険者が必要と認める情報に限る。）の提供を求めることができることとされている。このため、船舶所有者は、これらの規定に基づく医療保険者の求めに応じて健康検査の結果を提供する場合は、船員本人の同意を得ずに提供することができる。

③の心身の状態の情報について、「あらかじめ船員本人の同意を得ることが必要」としているが、個人情報の保護に関する法律第20条第2項各号に該当する場合は、あらかじめ船員本人の同意は不要である。また、船員本人が自発的に船舶所有者に提出した心身の状態の情報については、「あらかじめ船員本人の同意」を得たものと解されるが、当該情報について船舶所有者等が医療機関等に直接問い合わせる場合には、別途、船員本人の同意を得る必要がある。